

決済照合システム

概要説明

(株) 証券保管振替機構

～目次～

1.1. 接続方式について	1
1.2. 利用業務フロー及び利用サービスについて	2
1.2.1. 国内取引	2
1.2.1.1. 決済代行スキームを利用しない業務フロー	3
1.2.1.2. 決済代行スキームを利用する業務フロー	8
1.2.1.3. 繰越通知データについて	13
1.2.1.4. 送信完了報告データについて	14
1.2.1.5. 二者間センタ・マッチング型における売買報告データ（コピー）について...	15
1.2.2. 非居住者取引	16

1. 利用申請における接続方式及びサービス

1.1. 接続方式について

決済照合システムを利用に当たり、システム接続方式は、J E X G W接続方式／統合 Web 端末方式の 2 つから選択いただきます。また、J E X G W接続方式は、次の単位で接続の有無を選択することができます。

- ① 国内取引（現物・株式／C B）
- ② 国内取引（現物・株式貸借）
- ③ 国内取引（現物・国債）
- ④ 国内取引（現物・一般債）
- ⑤ 国内取引（現物・短期社債）
- ⑥ 国内取引（先物・オプション）
- ⑦ 国内取引（投信（基準価額データ、外国投資勘定））
- ⑧ 非居住者取引（株式／C B）
- ⑨ 非居住者取引（国債）
- ⑩ 非居住者取引（一般債）
- ⑪ 非居住者取引（短期社債）

表 1.1-1 接続方式の種類

接続方式	接続の形態	概要
J E X G W接続方式	J E X G Wシステムと利用者のシステムが回線を介してメッセージ・キューイング型の通信を行い、処理を行うもの。	決済照合システムと利用者間の接続が常に確保されている状態で、データの送受信がリアルタイムで行われる方式です。決済照合システム側において、利用者へのデータが作成された時点で、即座に利用者側システムへ送信されます。利用者側からも任意のタイミングで決済照合システムにデータ送信できます。
統合 Web 端末方式	統合 Web システムと回線を介して接続された端末によって処理を行うもの。	利用者(Web) 端末には利用方法が 2 種類(画面インタフェース及びファイルインタフェース) があります。 (画面インタフェース) Web ブラウザに表示される画面インタフェースに業務データを手入力によって登録等を行って、決済照合システムと送受信する方式です。データを決済照合システム側に送信する場合、一件ずつ手入力し送信することが必要となります。 (ファイルインタフェース) 決済照合システムと送受信するデータを、当システム外にて CSV ファイルとして作成し、それを Web ブラウザ上の操作によって決済照合システムと送受信する方式です。複数件数のデータをまとめて送受信できます。

1.2. 利用業務フロー及び利用サービスについて

決済照合システムの利用申請に当たって、国内取引及び非居住者取引のどちらか、もしくは両方をご選択していただきますが、それぞれにおいて利用業務フロー及び利用サービスもご選択いただきます。

1.2.1. 国内取引

決済照合システムの国内取引の利用を申請する場合、利用する業務フローを選択していただきます。国内取引をご利用される方は、全て決済照合機能をご利用いただけますが、約定照合機能については申請が必要となっております。また、約定照合をご利用になる場合は、業務フローにおける立場（機関投資家、証券会社、信託銀行、引受会社／社債権者、発行代理人、株主名簿管理人、払込取扱銀行、引受証券会社）を考慮して、利用サービスを選択していただきます。

表 1.2.1-1 利用サービスの種類

利用サービスの種類	説明
売買報告サービス	証券会社の立場として、売買報告データ送信、約定照合結果通知データ受信、売買報告承認結果通知データ受信を行うことができます。
売買報告承認サービス	信託銀行の立場として、売買報告データ受信、運用指図データ受信、売買報告承認データ送信を行うことができます。
運用指図サービス	機関投資家の立場として、運用指図データ送信及び約定照合結果通知データ受信（運用指図配信サービス未利用時※1）、又は運用指図データ受信及び運用指図データ送信（運用指図配信サービス利用時※1）を行うことができます。
新規記録サービス	引受会社／社債権者・引受証券会社の立場として、新規記録情報データ送信を行うことができます。
新規記録承認サービス	発行代理人、株主名簿管理人、払込取扱銀行の立場として、新規記録情報データ受信、新規記録情報承認データ送信を行うことができます。

注1) 利用サービスは、一社において複数利用することも可能です。

注2) ※1印の運用指図配信サービスの利用/未利用については、実際の使用時においてファンド毎に設定されますので事前の申請は不要です。

1.2.1.1. 決済代行スキームを利用しない業務フロー

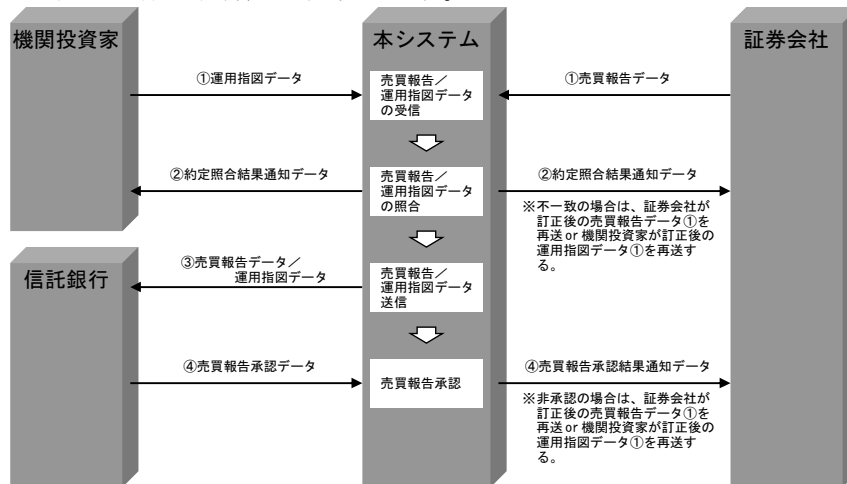
決済代行スキームを利用しない決済照合システムの約定照合における業務フローは、以下のとおりとなります。

(1) 「三者間センタ・マッチング」型

① 運用指図配信サービス未利用時

「三者間センタ・マッチング」型で運用指図配信サービスを利用しない場合は、機関投資家、証券会社が、自社システムで作成した運用指図データと売買報告データを本システムへそれぞれ送信することを前提としています。

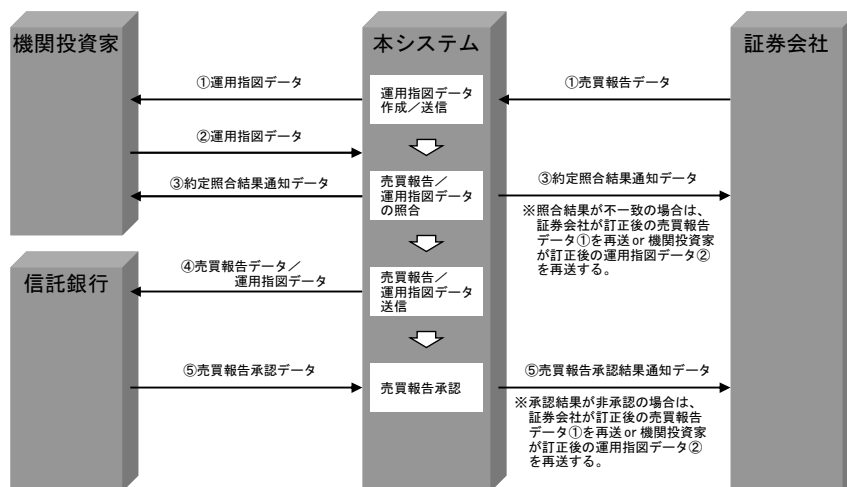
この業務フローの特徴は、本システムにおいて運用指図データと売買報告データの照合（データ項目内容の照合）を行う点です。



「三者間センタ・マッチング」型 運用指図配信サービス未利用時

② 運用指図配信サービス利用時

「三者間センタ・マッチング」型で運用指図配信サービスを利用する場合の特徴は、本システムにおいて、証券会社から受信した売買報告データを基に運用指図データを作成し、機関投資家へ送信する点です。これにより、機関投資家の運用指図データ作成負担の軽減を図ります。

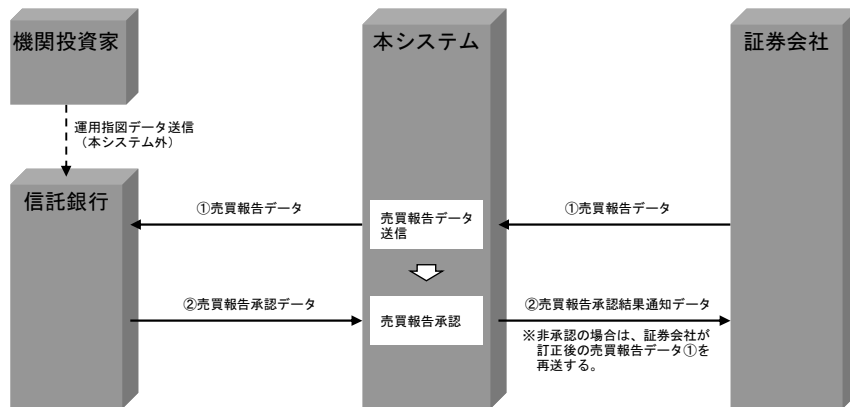


「三者間センタ・マッチング」型 運用指図配信サービス利用時

(2) 「運用指図サポート対象外」型

「運用指図サポート対象外」型は、機関投資家が本システムを利用しない場合を想定したものです。利用しない場合とは、機関投資家が作成した運用指図データ（あるいは運用指図）が、信託銀行との間でFAX，電子メール，他システムなど、本システムを経由せずにやりとりされる場合のことです。

この業務フローの特徴は、証券会社が自社システムで作成した売買報告データだけを本システムを経由して信託銀行へ送信する点です。



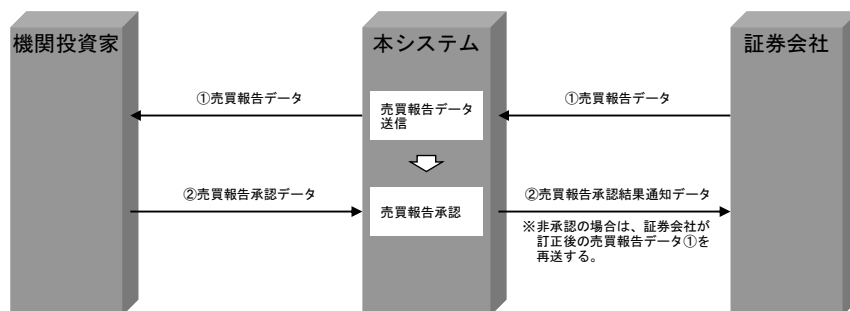
「運用指図サポート対象外」型

(3) 「プロパー取引」型

「プロパー取引」型は、生命保険会社，信託銀行などが、「機関投資家」として1社で約定照合（売買報告データの内容確認，承認）を行う場合と、転換社債（転換社債型新株予約権付社債）および一般債の発行代理人が新規記録情報の内容確認を行うことを想定したものです。

① 売買報告データ受信時

この業務フローの特徴は、証券会社が送信した売買報告データを「機関投資家」へ送信し、当該「機関投資家」から売買報告承認データを受信することです。

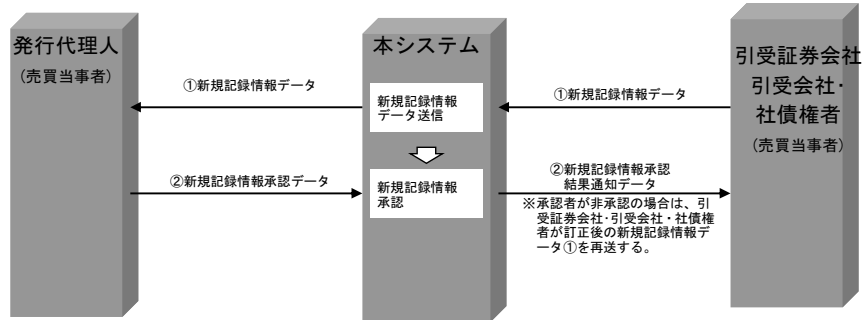


「プロパー取引」型

注) プロパー取引型において、機関投資家の立場をとりたい場合は、売報承認サービスを利用する必要があります。

② 新規記録情報データ受信時

この業務フローの特徴は、転換社債（転換社債型新株予約権付社債）の引受証券会社（売買当事者）、一般債の引受会社・社債権者（売買当事者）が送信した新規記録情報データを発行代理人（売買当事者）へ送信し、当該発行代理人（売買当事者）から新規記録情報承認データを受信することです。



注) 上記フローにおいて、発行代理人の立場をとりたい場合は新規記録承認サービスを、引受証券会社・引受会社・社債権者の立場をとりたい場合は新規記録サービスをそれぞれ利用する必要があります。

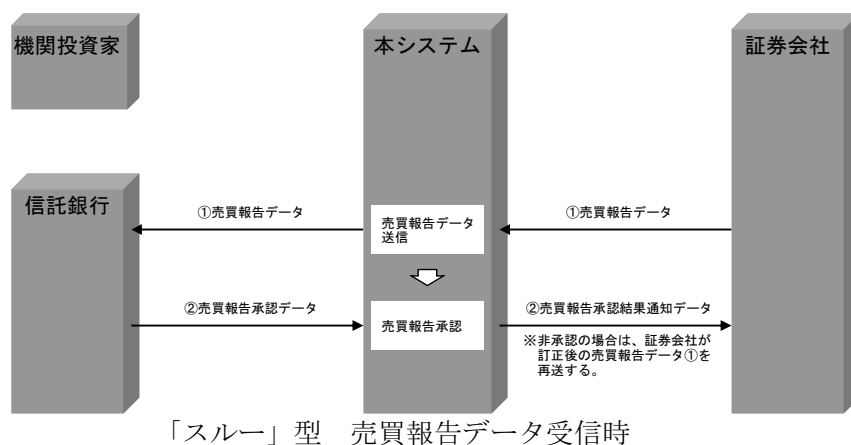
(4) 「スルー」型

「スルー」型は、本システムで運用指図データと売買報告データの照合を行なわないことを想定したものです。

機関投資家が運用指図データを送信した場合と証券会社が売買報告データを送信した場合とは、それぞれ独立した処理となります。

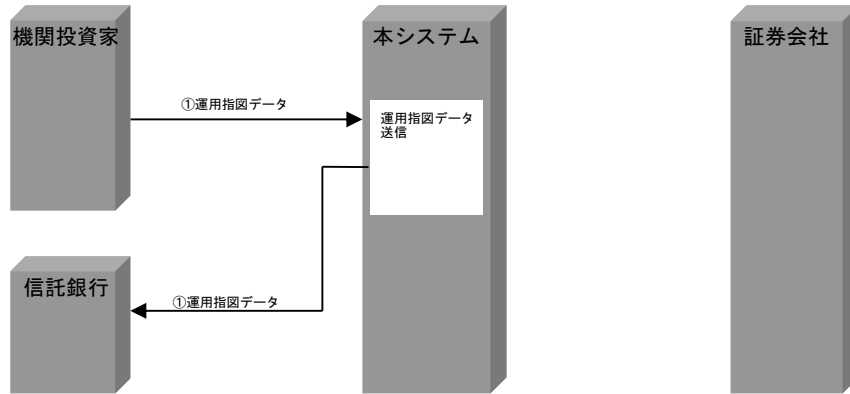
① 売買報告データ受信時

特徴は、証券会社が送信した売買報告データを照合せずに本システムを経由して信託銀行に送信する点です。



② 運用指図データ受信時

特徴は、機関投資家が送信した運用指図データを照合せずに本システムを経由して信託銀行へ送信する点です。

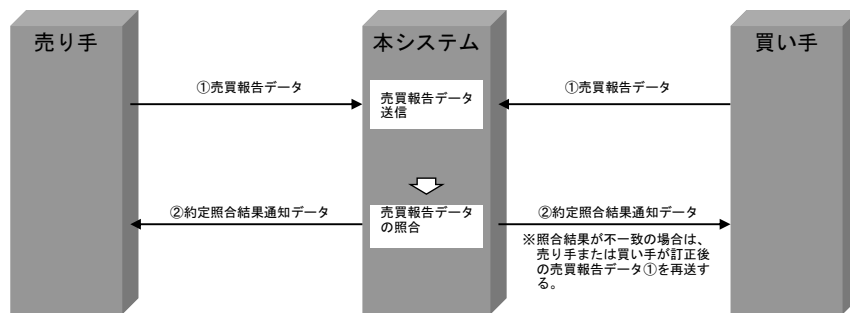


「スルー」型 運用指図データ受信時

(5) 「二者間センタ・マッチング」型

「二者間センタ・マッチング」型は、業者間等における相対取引の結果を双方が確認し合うことを想定したものです。

この業務フローの特徴は、売り手／買い手双方が送信した売買報告データの照合を行い、本システムから約定照合結果通知データを即時に送信する点です。



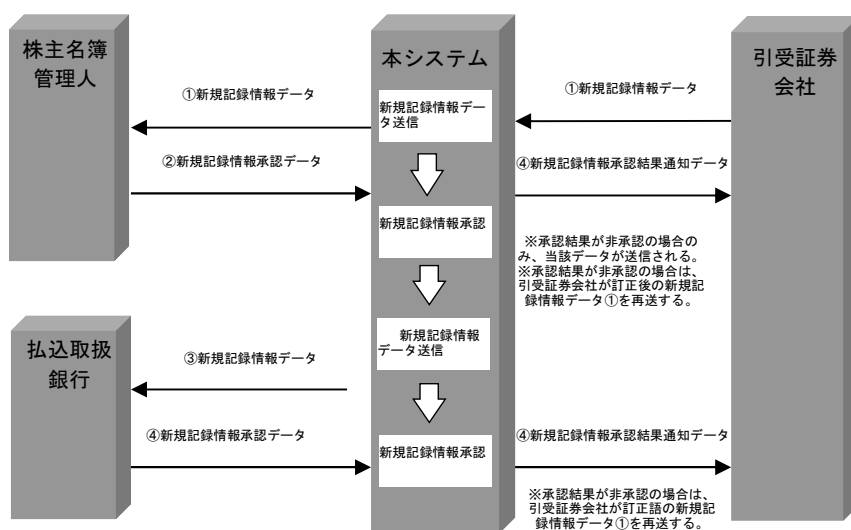
「二者間センタ・マッチング」型

(6) 「デュプレックス」型

「デュプレックス」型は、株主名簿管理人と払込取扱銀行の双方が、新規記録情報の内容確認を行う場合を想定したものです。

この業務フローの特徴は、引受証券会社が送信した新規記録情報データを株主名簿管理人と払込取扱銀行に送信し、当該株主名簿管理人と払込取扱銀行の双方から新規記録情報承認データを受信する点です。

なお、払込取扱銀行への新規記録情報データの送信は、株主名簿管理人からの新規記録情報承認データの受信後となります。



1.2.1.2. 決済代行スキームを利用する業務フロー

決済代行スキームを利用する決済照合システムの約定照合における業務フローは以下のとおりです。

なお、次のサービス或いは商品の特定データについては、決済代行スキームを利用できません（※）。

サービス

- ・運用指図サービス
- ・新規記録承認サービス

商品の特定データ

- ・貸株の必要担保金照合データ

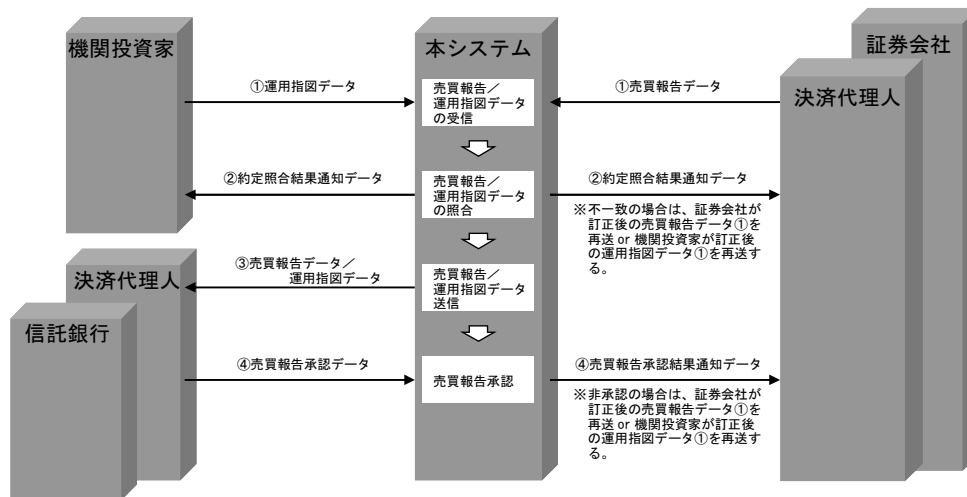
（※）上記の決済代行スキームを利用できないサービス、商品の特定データについて業務を委託する場合、決済照合システム上の計算会社又は業務代行者を利用することにより、可能となる場合があります。詳細につきましては、利用申請時にお問い合わせの上、ご確認ください。

(1) 「三者間センタ・マッチング」型

① 運用指図配信サービス未利用時

「三者間センタ・マッチング」型で運用指図配信サービスを利用しない場合は、機関投資家、証券会社（決済代理人）が、自社システムで作成した運用指図データと売買報告データを本システムへそれぞれ送信することを前提としています。

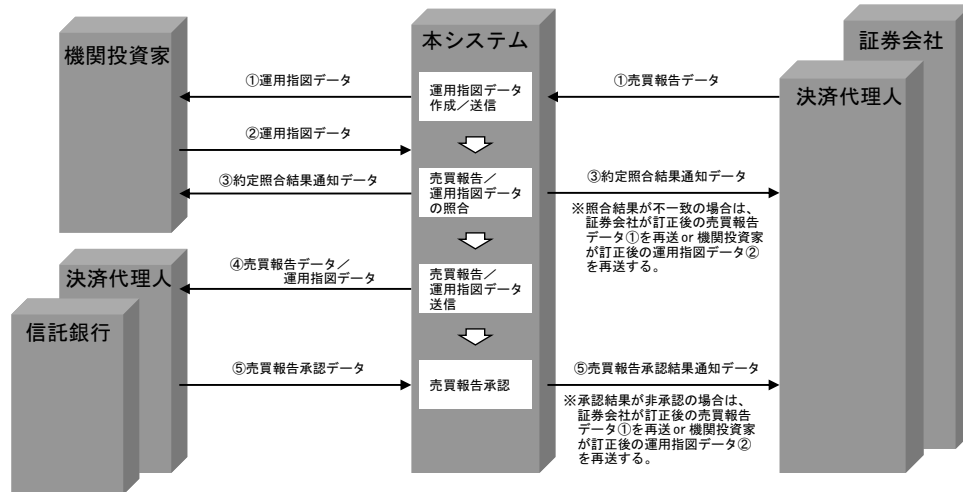
この業務フローの特徴は、本システムにおいて運用指図データと売買報告データの照合（データ項目内容の照合）を行う点です。



「三者間センタ・マッチング」型 運用指図配信サービス未利用時

② 運用指図配信サービス利用時

「三者間センタ・マッチング」型で運用指図配信サービスを利用する場合の特徴は、本システムにおいて、証券会社（決済代理人）から受信した売買報告データを基に運用指図データを作成し、機関投資家へ送信する点です。これにより、機関投資家の運用指図データ作成負担の軽減を図ります。

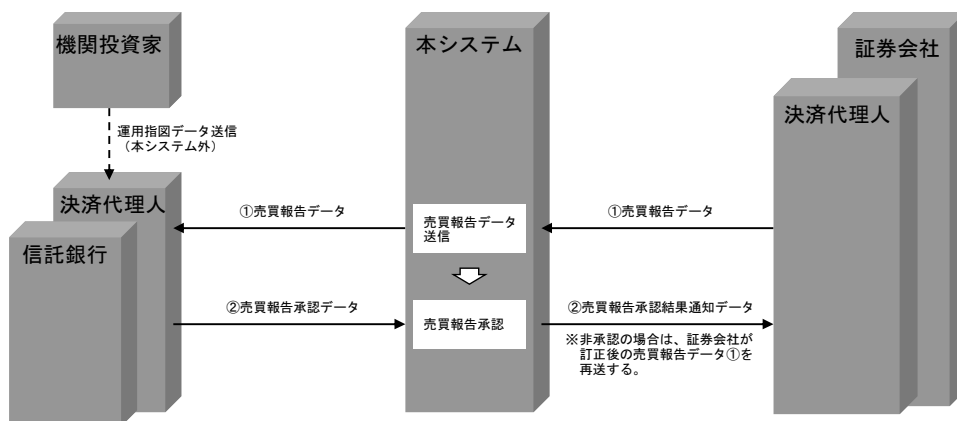


「三者間センタ・マッチング」型運用指図配信サービス利用時

(2) 「運用指図サポート対象外」型

「運用指図サポート対象外」型は、機関投資家が本システムを利用しない場合を想定したものです。利用しない場合とは、機関投資家が作成した運用指図データ（あるいは運用指図）が、信託銀行（決済代理人）との間で F A X，電子メール，他システムなど、本システムを経由せずにやりとりされる場合のことです。

この業務フローの特徴は、証券会社（決済代理人）が自社システムで作成した売買報告データだけを本システムを経由して信託銀行（決済代理人）へ送信する点です。



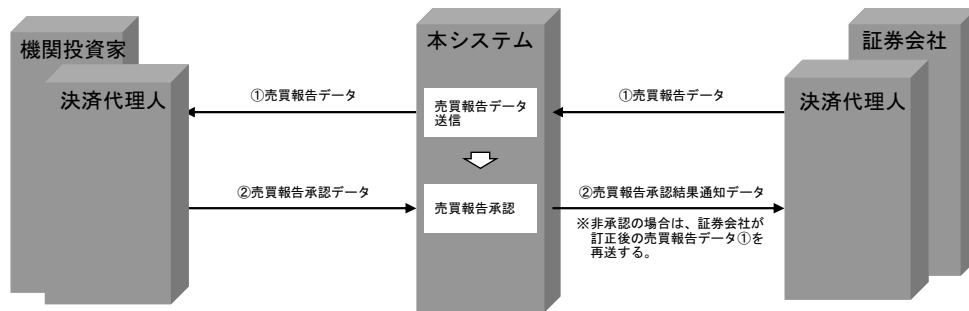
「運用指図サポート対象外」型

(3) 「プロパー取引」型

「プロパー取引」型は、生命保険会社、信託銀行などが、「機関投資家」として1社で約定照合（売買報告データの内容確認、承認）を行う場合と、転換社債（転換社債型新株予約権付社債）および一般債の発行代理人が新規記録情報の内容確認を行うことを想定したものです。

① 売買報告データ受信時

この業務フローの特徴は、証券会社（決済代理人）が送信した売買報告データを「機関投資家（決済代理人）」へ送信し、当該「機関投資家（決済代理人）」から売買報告承認データを受信することです。

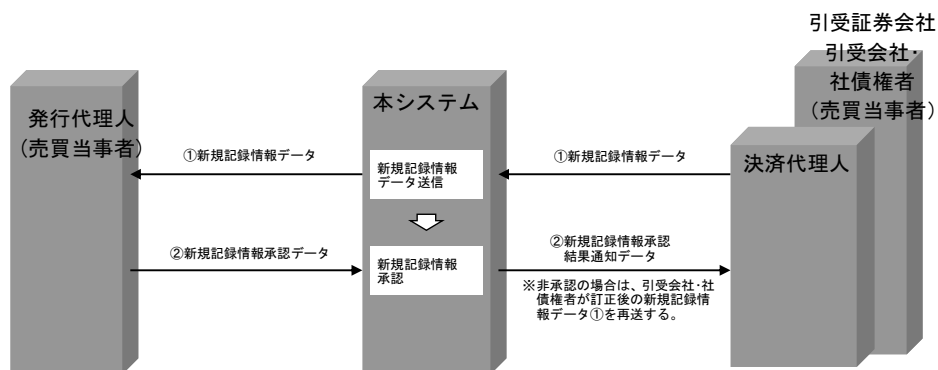


「プロパー取引」型

注) プロパー取引型において、機関投資家の立場をとりたい場合は、売報承認サービスを利用する必要があります。

② 新規記録情報データ受信時

この業務フローの特徴は、転換社債（転換社債型新株予約権付社債）の引受証券会社（売買当事者）、一般債の引受会社・社債権者（売買当事者）（発行代理人）が送信した新規記録情報データを発行代理人（売買当事者）へ送信し、当該発行代理人（売買当事者）から新規記録情報承認データを受信することです。



注) 上記フローにおいて、発行代理人の立場をとりたい場合は新規記録承認サービスを、引受証券会社・引受会社・社債権者の立場をとりたい場合は新規記録サービスをそれぞれ利用する必要があります。

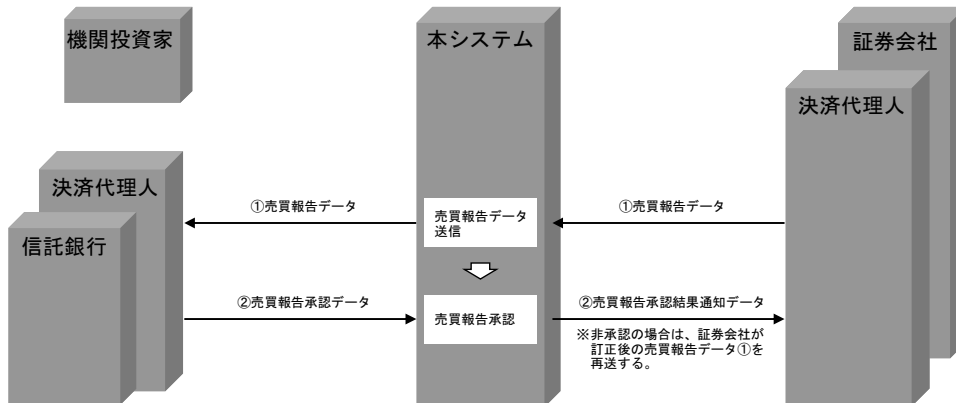
(4) 「スルー」型

「スルー」型は、本システムで運用指図データと売買報告データの照合を行わないことを想定したものです。

機関投資家が運用指図データを送信した場合と証券会社が売買報告データを送信した場合とは、それぞれ独立した処理となります。

① 売買報告データ受信時

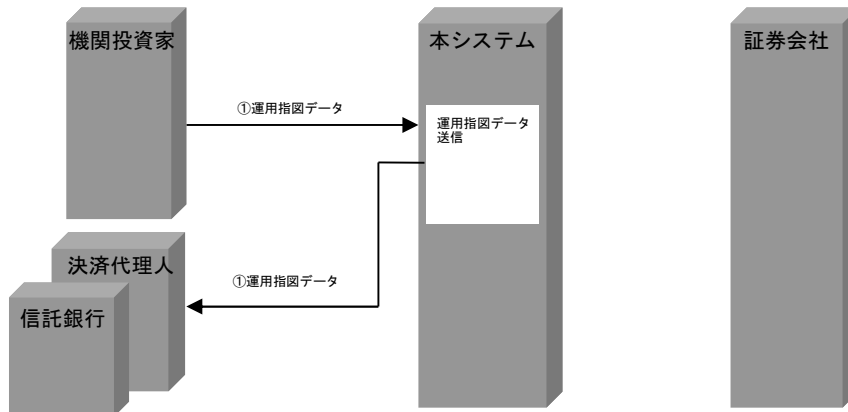
特徴は、証券会社（決済代理人）が送信した売買報告データを照合せずに本システムを経由して信託銀行（決済代理人）に送信する点です。



「スルー」型 売買報告データ受信時

② 運用指図データ受信時

特徴は、機関投資家が送信した運用指図データを照合せずに本システムを経由して信託銀行（決済代理人）へ送信する点です。

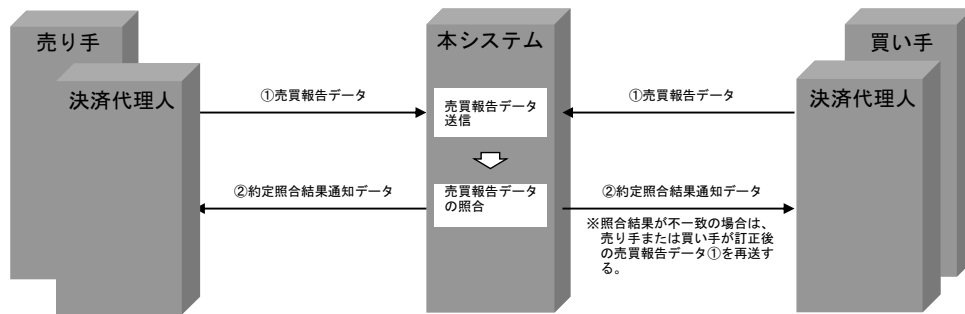


「スルー」型 運用指図データ受信時

(5) 「二者間センタ・マッチング」型

「二者間センタ・マッチング」型は、業者間等における相対取引の結果を双方が確認し合うことを想定したものです。

この業務フローの特徴は、売り手（決済代理人）／買い手（決済代理人）双方が送信した売買報告データの照合を行い、本システムから約定照合結果通知データを即時に送信する点です。

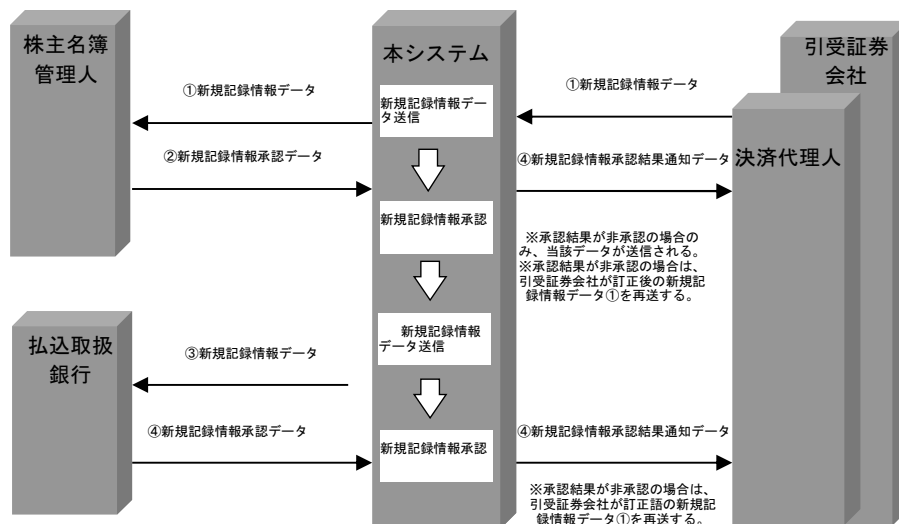


「二者間センタ・マッチング」型

(6) 「デュプレックス」型

「デュプレックス」型は、株主名簿管理人と払込取扱銀行の双方が、新規記録情報の内容確認を行う場合を想定したものです。

この業務フローの特徴は、引受証券会社（決済代理人）が送信した新規記録情報データを株主名簿管理人と払込取扱銀行に送信し、当該株主名簿管理人と払込取扱銀行の双方から新規記録情報承認データを受信する点です。なお、払込取扱銀行への新規記録情報データの送信は、株主名簿管理人からの新規記録情報承認データの受信後となります。



1. 2. 1. 3. 繰越通知データについて

決済照合システムの国内取引の利用を申請する場合、繰越処理による繰越通知データ（約定繰越通知データ及び決済繰越通知データ）を受信するか否かを選択していただきます。

繰越処理とは、利用者から本システムに送信された、約定照合又は決済照合が未完了のままとなっているデータが翌営業日以降も引き続き処理の対象となる場合、そのデータに関する通知データを翌営業日の朝に本システムから利用者へ送信する処理です。

通知データは、約定照合、決済照合各々に2種類ずつあります。なお、受信するか否かの選択の対象は、約定繰越通知データ及び決済繰越通知データになります。

通知データの種類とその選択可否は表 1. 2. 1-3 のとおりです。

表 1. 2. 1-3 通知データの種類

通知データ	概要	選択
約定繰越通知データ	約定照合が未完了の売買報告データ、運用指図データ、新規記録情報データの内容を通知する。	可
約定削除通知データ	一定の繰越期間を経過しても約定照合が未完了のままであるため、本システムで削除した売買報告データ、運用指図データ、新規記録情報データの内容を通知する。	不可
決済繰越通知データ	決済照合が未完了の決済指図データの内容を通知する。	可
決済削除通知データ	一定の繰越期間を経過しても決済照合が未完了のままであるため、本システムで削除した決済指図データの内容を通知する。	不可

1.2.1.4. 送信完了報告データについて

決済照合システムの国内取引の利用を申請する場合、送信完了報告データを受信し得る立場の利用者（信託銀行等）は、送信完了報告データを受信するか否かを選択していただきます。

送信完了報告データとは、送信者が当営業日におけるデータの送信が完了した旨を、各データの受信者へ連絡するデータです。

なお、受信するか否かの選択の対象は全送信完了報告データになります。

送信完了報告データの種類とその選択可否は表 1.2.1-4 のとおりです。

表 1.2.1-4 送信完了報告データの種類

送信完了報告データ	概要	選択
売買報告送信完了報告データ	当営業日の先物・オプション取引における売買報告データの送信が完了した旨を信託銀行等へ連絡する。	可
運用指図送信完了報告データ	当営業日の先物・オプション取引における運用指図データの送信が完了した旨を信託銀行等へ連絡する。	可
受渡代金送信完了報告データ	当営業日の先物・オプション取引における受渡代金データの送信が完了した旨を信託銀行等へ連絡する。	可
基準価額送信完了報告データ	当営業日の基準価額データの送信が完了した旨を信託銀行等へ連絡する。	可

1.2.1.5. 二者間センタ・マッチング型における売買報告データ（コピー）について

決済照合システムの国内取引の利用者で、二者間センタ・マッチング型をご利用の場合、「二者間センタ・マッチング型における未照合時の売買報告データ（コピー）」を受信するか否かを選択することが可能となっています。なお、受信を希望する場合、申請時に届出が必要となります。届出等につきましては、個別にご説明致しますので、別途、ご相談下さい。

業務フローが二者間センタ・マッチング型で、照合結果が「未照合」の場合、現状通知される約定照合結果通知データ（未照合）に加えて、売買報告データ（コピー）を通知します。なお、この機能を利用するか否かの選択は、商品（国債、一般債、短期社債、株式（貸借））単位になります。

「二者間センタ・マッチング型における未照合時の売買報告データ（コピー）」の種類とその選択可否は表 1.2.1-5 のとおりです。

表 1.2.1-5 「二者間センタ・マッチング型における未照合時の売買報告データ（コピー）」の種類

通知データ	概要	選択
売買報告データ（コピー） （株式）	業務フローが二者間センタ・マッチング型で、照合結果が「未照合」の場合、現状通知される約定照合結果通知データ（未照合）に加えて、売買報告データ（コピー）を通知する。	可
売買報告データ（コピー） （株式（貸借））		可
売買報告データ（コピー） （国債）		可
売買報告データ（コピー） （一般債）		可
売買報告データ（コピー） （短期社債）		可

1.2.2. 非居住者取引

決済照合システムの非居住者取引の利用を申請する場合、繰越処理による決済繰越通知データを受信するか否かを選択していただきます。

通知データには決済繰越通知データ及び決済削除通知データの2種類がございますが、受信するか否かの選択の対象は、決済繰越通知データについてのみとなります。

通知データの種類とその選択可否は表 1.2.2-1 のとおりです。

表 1.2.2 通知データの種類

通知データ	概要	選択
決済繰越通知データ	決済照合が未完了の決済指図データの内容を通知する。	可
決済削除通知データ	一定の繰越期間を経過しても決済照合が未完了のままであるため、本システムで削除した決済指図データの内容を通知する。	不可
カットオフタイム警告データ送信時の決済照合結果通知データ	決済日のカットオフタイム以降で、一方の決済代理人から決済指図修正データ、決済指図データ（取消）を受け付けたままになっている、「照合一致（受渡実行可）」の決済指図データの内容を通知する。	可

以上